



埼玉県報

号外第4号
令和3年(2021年)
1月22日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第11条第4項に基づく知事指定薬物の指定の告示(薬務課)

告示

埼玉県告示第九十八号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年一月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ エチル||二|「一|（五|フルオロペンチル）|一|*H*|インダゾール|三|カルボキサミド」|三・三|ジメチルブタノアート（通称名五*F*|*E**D**M**B*|*P**I**N**A**C**A*）及びその塩類
- ロ メチル||「一|（四|フルオロベンジル）|一|*H*|インドール|三|カルボキサミド」|三|メチルブタノアート（通称名*A**M**B*|*F**U**B**I*C**A*・*M**M**B*|*F**U**B**I*C**A*）及びその塩類**
- ハ （*H**R*）|一|（シクロプロパンカルボニル）|*N*・*N*|ジエチル|六|メチル|九・十|ジデヒドロエルゴリン|八|カルボキサミド（通称名一*c**P*|*L**S**D*）及びその塩類
- ニ メチル||三|メチル|二|「一|（ペント|四|エン|一|イル）|一|*H*|インドール|三|カルボキサミド」|ブタノアート（通称名*M**M**B*|*O*二二・*A**M**B*|*F**U**B**I*C**A*・*M**M**B*|*F**U**B**I*C**A*）及びその塩類**

二 効力発生の日

令和三年一月二十三日